広島大学瀬戸内 CN 国際共同研究センター ブルーイノベーション部門臨海実験所 感染症対策ガイドライン(利用者向け)

[2023年5月10日改定]

【はじめに】

● 広島大学瀬戸内 CN 国際共同研究センターブルーイノベーション部門臨海実験所(以下、「実験所」という)では、実験所において安心安全な教育研究環境を提供するため、「感染症対策ガイドライン(利用者向け)」(以下、「本ガイドライン」という)に則り、外部利用者の受け入れを行っています。

【実験所利用の可否について】

- 実験所利用開始日、もしくはそれ以前の8日以内に以下の5個の項目に1つ以上該当した方は、実験所を利用いただけません。実験所利用開始日、もしくはそれ以前の8日以内とは、例えば、8月24日から利用を開始する場合、8月16日以降を指します。
- また、実験所利用中に以下の項目 1~3 を 1 つ以上満たした方は、速やかに実験所教職員に対面を伴わない方法でその旨を連絡してください。この場合、体調等を考慮し、実験所教職員の指示に従って、退所の手続きをしていただくことがあります。
- 1. 学校保健安全法施行規則に定める感染症の感染者と診断された者 (注 1)
- 2. 学校保健安全法施行規則に定める感染症の感染が疑われる症状がある者 (注 2)
- 3. 同居者が学校保健安全法施行規則に定める感染症の感染者と診断された者
- 4. 広島大学もしくは施設利用予定者の所属機関が定める往来制限地域に滞在歴がある者 (注 3)
- 5. 本ガイドラインで指定する健康確認票に軽微でない記入漏れ、または虚偽が含まれる者
- (注 1) 実験所利用開始日の前日までに学校保健安全法施行規則に定める出席停止の期間の 基準を満たさなくなった(例えば新型コロナウイルス感染症においては、発症後 144 時間を経過し、かつ、症状軽快から 24 時間を経過)場合は、実験所利用が可能です。感

染者と診断された前後の期間で継続して無症状の場合は、検体採取日を発症日として扱います。該当する感染症については、学校保健安全法施行規則第 18 条をご確認ください。

- (注 2) 非感染疾患と診断された場合、または発症後 24 時間以降において、薬剤服用なしで症状が 72 時間以上継続して消失した場合は、実験所利用が可能です。ただし、実験所での活動内容によっては体調が十分でない時に危険性が高まることがありますので、来所前に必ずご相談ください。
- (注 3) 交通機関の乗り換えによるごく短時間の滞在は、往来制限地域への滞在として扱いません。また、施設利用予定者が往来制限地域を最後に訪れた日から 4 日以上経過した後に PCR 等の検査で陰性である場合は、陰性の診断日から施設利用が可能です。
- (注 4) 単位認定に係る目的で実験所の利用を予定している方は、上記の項目 1~4 を 1 つ以上満たした場合、速やかに受講科目の担当教員に連絡してください。

【実験所をご利用される方へ】

- 実験所での宿泊を伴わない場合、同時に受け入れる外部利用者の最大人数は30名です。ただし、活動内容や使用する設備、新型コロナウイルス感染症等のまん延 状況等により、受け入れ可能人数を減じることがあります。
- 実験所の宿泊室を個室として利用する場合の最大宿泊人数は10名です。また、同一の宿泊室を複数名で利用する場合の最大宿泊人数は24名です。ただし、感染症のまん延状況や罹患時にハイリスクとなる宿泊者の有無等を考慮して最大宿泊人数を減じることがあります。なお、いずれの場合においても、居室の定期的な換気等の十分な感染防止対策を行ってください。また、実験所外の宿泊施設の利用をご検討いただくこともありますので、宿泊希望者は事前にご相談ください。
- 外部利用者には、<u>実験所利用開始日を含む実験所利用開始前8日間分</u>の「健康確認 票」(別紙)を記入いただき、書面あるいは電子ファイルとして実験所利用開始日にご 提出いただきます。
 - ※ 提出された「健康確認票」は個人情報として取り扱い、実験所利用の可否判断および単位認定に係る教育活動において実験所が利用できない場合の手続きにのみ使用

- し、外部利用者の退所後3ヶ月を経過したものについては、実験所において適切な 方法で破棄を行います。
- ※ 単日かつ短時間の実験所利用の場合、「健康確認票」の提出を免除することがあります。免除の可否については、実験所利用申請時にご相談ください。
- 実験所での宿泊を伴う実習等の科目の主担当教員が外部利用者であり、宿泊を希望する外部利用者数が 10 名を超える場合、主担当教員に対して宿泊居室の利用形態の決定に必要な情報を実験所利用申請時に実験所に提供することを義務付けます。
- 実験所を利用するイベント等の主催者には、集合場所において、実験所利用基準に合致する者のみが参加していることの確認を義務付けます。また、広島大学が主催する講義・イベント等、もしくは事前に許可を受けた大学等の教育活動を除いて、本実験所を集合場所とすることは認めません。
- 顕微鏡や実験器具を利用期間中は外部利用者各自の専用とし、他の外部利用者と共 用しないようにします。
- 教育研究棟本館1階の図書室の利用は中止しています。
- 実験所利用中は、密閉・密集・密接を避けて行動してください。
- ▼スクの着用を希望される方は、マスクは各自でご用意いただき、屋外活動などでの 熱中症に十分ご注意ください。なお、一部の教育研究活動において、感染症対策とは 異なる実験上の理由等でマスクの着用を義務付けることがあります。
- 建物内(実習室等)に入る際には、ハンドソープと流水による手洗いの徹底をお願いいたします。また、各所・各部屋にアルコール消毒液を用意しておりますので、手指の消毒にご活用ください。
- トイレは<u>宿泊棟のトイレ</u>を使用し、教育研究棟本館のトイレ(1階と2階)は使用しないでください。
- ▶イレ(洋式便座)使用後は、トイレに備え付けのアルコール消毒液とトイレットペーパーを用いて、使用者自身が便座の消毒を行ってください。
- トイレ使用後は、ハンドソープと流水による手洗いをお願いいたします。手拭きは備え付けのペーパータオルを使用し、使用後はトイレ内に備え付けのゴミ袋に捨ててください。

- 食堂の座席は密集・密接を避けられるように配置しています(飲食時の最大同時利用人数 9名)。また、人数等に応じて講義室(飲食時の最大同時利用人数 15 名)を食事にご利用いただく場合もあります。
- 密閉・密集・密接等の感染リスクが高い状態での飲食中の会話は慎んでください。
- ビュッフェ形式の食事(バーベキュー等を含む)は提供いたしません。
- 厨房を利用しての自炊は禁止します。実習以外での滞在時の食事については、事前に ご相談ください。
- 食堂に備え付けの食器類の使用は禁止します。使い捨ての紙皿、紙コップ、割箸など を用意してありますので、それらをお使いください。
- 食堂の冷蔵・冷凍庫、電子レンジ、電気ポットはご利用いただけません。
- 実験所利用中に生じたごみは、来所時に配布する「ゴミの分別に関する注意事項」(別紙)の記載にしたがって処分してください。
- ◆ 外部利用者が持ち込んだごみは、利用者各自でお持ち帰りいただきます。

【宿泊棟をご利用される方へ】

- 外部利用者の所属機関・実習等の科目の担当教員・実験所のいずれかが禁止した場合、複数名で単一の宿泊棟宿泊室をご利用いただくことはできません。
- シャワーは実験所が指定した個室のみを利用してください。シャワー個室の共用を指示された場合は、シャワー利用後は直ちに使用したシャワー個室の洗浄(シャワーヘッドなどの器具を含む個室内全体の入念な流水洗浄、シャワー個室ドアの外側取手のアルコール消毒)を行ってください。
- 洗濯機・乾燥機はご利用いただけません。長期滞在の場合は、実験所の利用開始時に ご相談ください。
- 宿泊部屋の換気を心がけ、少なくとも1時間毎に5分以上の換気を行ってください。
- 退去時に、使用したシーツ等は外部利用者各自で外して、ビニール袋に入れて袋の口をしばった上で、宿泊棟1階の屋外廊下の使用済みシーツ等置き場に置いておいてください。

【体調不良になった場合の対応について】

● 外部利用者が体調不良を訴えた場合は、実験所が指定する宿泊棟の個室にて経過観察

(外出はしない、食事は部屋に届ける)を行うとともに、帰宅方法をご検討いただき

ます。

● 体調不良者が以下のいずれかの条件を満たす場合には、対面を伴わない方法でその旨

を実験所教職員にお知らせください。また、原則として実験所教職員の指示にしたが

って、退所の手続きを行っていただきます。

・高熱、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)等の強い症状のいずれかがある

・比較的軽い風邪の症状だが、基礎疾患等があり、その症状が2日程度続く

問い合わせ先

広島大学 瀬戸内 CN 国際共同研究センター ブルーイノベーション部門 臨海実験所

〒722-0073 広島県尾道市向島町 2445 番地

TEL: 0848-44-1143 (平日 9:00-17:00)

FAX: 0848-44-5914

E-mail: rinkai@hiroshima-u.ac.jp

5